



2012年2月2日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也  
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22  
永井ビル3階  
電話・FAX 0467-85-6660



## 一人だけれど一人じゃなく ～精神障害者の地域生活と権利擁護～

地域生活支援センター元町の家 塩原真澄

今まで精神障害者を取り巻く権利擁護の課題という、議論はもっぱら入院形態や医療機関内の処遇を巡って交わされて来た感があります。その議論はまだまだ尽きていませんが、地域で暮らす精神障害者の権利擁護についても語らなくてはならない時代がようやくやって来たのではないかと今私は感じています。

私が精神保健福祉士の一人として地域で障害者の方の相談を始めてもうすぐ10年が経とうとしています。イギリスではブレア政権時代に精神疾患を国の三大疾病に位置付け、本格的な対策に乗り出しましたが、2011年日本でも精神疾患がようやく五大疾病に入れられました。現在全国で320万人、国民のおよそ5人に1人が精神科医療機関を受診し、約33万人が精神科病院に入院中です。国も精神科病床数の削減、長期入院者の退院の促進等様々な目標を掲げていますが、精神科病床数は今も世界トップの座を走り続けています。

法的な「精神障害者」の定義はあまり明瞭ではありませんが、現在茅ヶ崎市内でも少なくとも2400人以上の方が何らかの理由で精神科に通院していて、1000人を上回る方が精神保健福祉手帳を所持しています。この10年で様々な医療法の改正があり、精神科病院の入院期間は目に見えて短縮されていますが、病状悪化の際に入院先を捜すとなると東奔西走する状況はむしろ厳しくなっています。日々精神科を退院する人がいる一方で退院促進は進まないのですが、長い間日本の精神科治療は入院中心であり、退院後は「家族まかせ」という状況で家族がいなければ退院は難しく「社会的入院」という言葉も生まれて来たのですが、ここに来て時代は急展開し『地域医療』とか『アウトリーチ』などという目新しい言葉が飛び交うようになりました。

7万人の社会的入院者がいると言われる一方で、上記の数字でも明らかなようにそれを遥かに上回る精神障害者が地域で暮らしています。地域で生活するのに必要なものは、お金であり、住む場所であり、食べてゴミを捨て洗濯をするなど、基本は他の誰とも変わらないものなのですが、精神病という病気とそれに伴う生活障害と共に生活する上で何らかの治療や人によっては何らかの福祉

的な支援も大切な要素となるでしょう。長い間本人自身の生活能力のアセスメントや自身による生活スキルの獲得への支援や生活スタイルの選択の自由や権利が議論される前に、これらは事実上“家族まかせ”の状態でした。近年僅かですが精神障害者のグループホームもできていますが、目立たないながらも長年精神科に自力で通院し、これと言った福祉的支援も受けずに地域で一人暮らしをしている方も実際は少なからずいます。ただ大半の精神障害者は長年精神科に通院しながら自宅で家族と暮らしていて、今地域の相談窓口から見えるのは、長年面倒をみてきた親達が高齢化し、本人も中高年となりつつあると言う現実です。近年日本の家族は大きく変わり今までのようには行かなくなり、その現実に関心も戸惑い始め、それがやっと地域の課題となり始めています。

今まで暮らしてきた地域で今までと同じように暮らし続ける、また「帰る家」がなくても病院を出て地域で暮らすという選択肢、権利擁護は入院処遇の改善に劣らず社会で議論され、考えられ、用意されるべきものでしょう。家族だけに頼らない地域生活を支える福祉的支援は質も量も今だ充足には程遠いものですが、他障害や介護保険などに引っ張られて整えられ始めてはいます。医療面でもほんの一部ですが訪問看護など多様性を含む地域医療も試行され始めてはいます。精神科医療、家族、社会といういくつかの壁に囲まれ、家族と病院という閉じられた世界に埋没していた多くの苦悩が、多様な人、職種、機関、発想も登場して混乱や誤解を生じながらも社会の中で共有され、地域での権利擁護も私達もその伴走者チームの一人として加わる事を目指しながら。



## \* 成年後見支援センターへの相談から \*

### その2 「後見報酬の額はどのようにして決まるのでしょうか？」

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。任意後見制度の場合、本人の判断能力がはっきりしている時に公正証書によって取り決めるので、その報酬の額も本人と任意後見人の間の合意によって決まります。しかし、法定後見制度を利用する場合、本人はいくらと決めることはできない状態であることが前提であるため、後見人を選任した家庭裁判所がその額を決めることになります。

後見人になった人は自分の希望額を述べることはできません。

家庭裁判所は後見人からの後見事務経過報告を受け、本人の資産、後見人の仕事の内容等を考慮してその額を決定し、審判を下します。それから初めて後見人は本人の財産から後見報酬を受け取ることができます。

なお、本人の収入が低く、生活保護を受けている場合や、後見報酬を支払うと生活保護を受給しなければならない状態になると考えられる場合は成年後見制度利用支援事業によって後見報酬を市町村から受ける仕組みもあります。この制度の利用については各市町村の高齢福祉担当課または障害福祉担当課に問い合わせてください。

所得の多少にかかわらず、成年後見制度が本人の権利擁護のために使われるよう、後見報酬額の公的な支援の拡大が望まれます。



## \* 成年後見人(保佐人・補助人)に選任されたら・・・ \*

### Q 成年後見人の主な仕事は何ですか？

財産管理と身上監護です。  
 財産管理は預貯金の出し入れや必要な費用の支払いなどです。  
 身上監護は直接介助や身の回りの世話をすることではなく、本人の為に必要な医療や介護、福祉サービスを選び、契約することです。その契約がきちんと行われているかの見守りも含まれます。

### Q 成年後見人(保佐人・補助人)ができないこと、すべきでないことはありますか？

保佐、補助類型では家庭裁判所で定められた範囲外での代理権、同意権、取消権を使うことはできません。  
 なお、日用品とみなされる物の購入は本人の意思に任されます。  
 また医療行為の同意や身元保証人、入院保証人になることはできません。  
 本人が結婚、離婚、養子縁組など行うことは自由で、同意や許可は不要です。

### Q 利益相反ってどういうことですか？

後見人と被後見人の両方が相続人で、遺産分割協議をする場合などです。その時は家庭裁判所に特別代理人の選任申立てをします。

### Q 気を付けることはありますか？

本人の意思を尊重して、心身の状態や生活状況に十分配慮しないといけません。特に財産や自宅の処分などについては、本人はどうしたいのかという希望を尊重し必要性を考慮します。

### Q 家庭裁判所への報告について教えてください

裁判所から連絡があった時、財産目録、後見事務経過一覧表を作成して報告しないといけません。そのために日頃から本人の生活状況、財産状況を把握しておきましょう。  
 また、本人の住む家や土地の売却や建てかえ、アパートの賃貸契約の解除などは家庭裁判所の許可が必要です。

は許可が必要です。

### Q 財産管理をしていく上で注意することはありますか？

財産を運用したり投資したり、相続税対策のために贈与したり、貸付けしたりすることはできません。  
 身内や友人の慶弔の時の祝儀や香典など常識的な範囲であればできますが、高額の場合は事前に家庭裁判所に相談してください。

わからないことがあれば、事件番号(申立てごとの整理番号)、被後見人、後見人の氏名を記入して、家庭裁判所にファクシミリで照会して相談してください。急ぎの場合は電話でも相談できます。成年後見支援センターでもご相談に応じます。

## \* 市町村が市民による市民のための成年後見人を養成 \*

2月12日の神奈川新聞の朝刊に、「市民」で権利守れという見出しが躍っていました。この記事は、横浜市が市民後見人の養成に乗り出すことになったという内容です。

このことは、老人福祉法第32条の2(改正老人福祉法)が創設され、今年の4月1日から施行されることと関係しています。改正老人福祉法では、後見、保佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成と活用を図るための必要な措置を講ずるという努力義務を市町村に課しました。

「市民後見人」は、法律には定義されていませんが、日本成年後見法学会では、「弁護士や司法書士などの資格をもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」と定義しています。また、成年後見制度研究会は「市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である」と、市民後見人の性格と役割を明らかにしています。

現状は、成年後見人等(保佐人・補助人を含む)の担い手が不足しています。特に専門職後見人等の希望者が少なく、専門職後見人の団体の担当者は、候補者探しに日々苦心されているようです。

最高裁総務局家庭局の成年後見関係事件の概況「平成22年1月～12月」では、親族以外の第三者後見人等(弁護士や司法書士等)が、全体の41.4%(前年36.5%)、親族後見人が58.6%(前年63.5%)と、親族後見人の減少した分が第三者後見人の増加となっていることが分かります。この傾向は今後も続くと予想されます。

認知症により判断能力が不十分になった高齢者は、成年後見人等がいなければ介護サービス利用契約等の法律行為はできなくなり、その権利を自分で護ることが難しく、不利な状況に置かれることとなります。



この度の改正老人福祉法の主たる目的は、市町村が事業主体となって、高齢者の権利擁護を担う人材を、高齢者と同じ地域の市民の中から養成するために、研修等の事業を行うものです。

茅ヶ崎市も、65歳以上の高齢者が20%を超えました。高齢者が認知症を発症する割合を考えると、今が市民後見人について当法人が検討するタイミングのように思われます。



### 編集後記

一人ひとりを護り、きめ細やかに  
対応するシステムを。(A)  
虐待は心の座敷牢が生み出すよう  
な気がします。(Y)  
春一番、放射能を吹き飛ばせ！  
(H)  
今こそ地域の中の市民力！(C)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

**成年後見支援センター**

**住所:茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階**

**電話・FAX: 0467-85-6660**

**月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)**

**相談無料・個人情報必ず守ります**

